

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	患者監視装置等保守点検業務	機器保守	日本光電関西(株)	3,937,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	患者監視装置等保守点検業務	機器保守	フクダ電子近畿販売(株)	3,937,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	CRシステム一式保守点検業務	機器保守	富士フィルムメディカル(株)関西・中四国地区営業本部	17,104,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	血管撮影装置(循環器用ALLRA Xper FD1010)保守点検業務	機器保守	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン	7,591,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	マイクロセレクトロンHDR(腔内治療装置)保守点検業務	機器保守	(株)千代田テクノル大阪営業所	2,625,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	レクセルガンマナイフシステム4C保守点検業務	機器保守	エレクトラ(株)	14,700,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
7	X線テレビ装置保守点検業務	機器保守	島津メディカルシステムズ(株)関西支社大阪営業所	1,890,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
8	体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務	機器保守	利康商事(株)大阪営業所	2,940,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
9	核医学診断装置・X線CT装置等保守点検業務	機器保守	東芝メディカルシステムズ(株)関西支社	88,389,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
10	調剤支援システム保守業務	機器保守	小西医療器(株)	2,152,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
11	治験コーディネイト支援業務	その他	(株)イーピーメント	50,148,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
12	病理支援システム保守点検業務	機器保守	(株)コンパス	1,470,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
13	病院情報システム機器及びプログラム・プロダクト等保守業務	情報処理	日本電気(株)関西支社	172,589,768	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
14	診療録管理室カルテ収納関連機器等保守業務	機器保守	(株)イトーキテクニカルサービス	3,644,760	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
15	病院事業ネットワーク保守業務	情報処理	(株)ケイ・オプティコム	4,725,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
16	医学情報収集ネットワーク保守業務	情報処理	(株)ケイ・オプティコム	4,011,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
17	酸化エチレングスカートリッジ式滅菌装置等保守業務	機器保守	サクラ精機(株)	1,680,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
18	診療材料管理及び診療材料・医薬品価格交渉におけるコンサルティング及び支援業務	その他	(株)エム・アール・ピー	24,276,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
19	人事給与システム保守業務	機器保守	(株)佐賀電算センター	2,381,400	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
20	母体血胎児染色体検査(NIPT)業務	その他	GeneTech(株)	37,800,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
21	未収金管理システム保守点検業務	機器保守	(株)アイティフォー西日本事業所	1,108,800	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
22	MRI装置「Intera Achieva Nova Dual」保守点検業務	機器保守	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン	12,285,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
23	DICOMネットワークシステム保守点検業務	機器保守	フotonメディカルイメージング(株)	3,150,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
24	血管撮影装置(Artis zee BA Twin)保守点検業務	機器保守	シーメンス・ジャパン(株)北大阪営業所	13,020,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
25	三次元放射線治療計画システム保守点検業務	機器保守	(株)日立メディコ大阪支店	2,782,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
26	高精度放射線治療装置「CLINAC iX」保守点検業務	機器保守	(株)バリアンメディカルシステムズ	22,312,500	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
27	放射線治療情報システム「COCOA」保守業務	機器保守	三菱電機インフォメーションシステムズ(株)	2,940,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
28	大阪市病院局所管不動産の測量・登記等に関する業務	土地家屋調査委	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	6,041,571	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
29	大阪市立総合医療センター医療情報部業務引継対応業務	情報処理	SCSK(株)	4,941,720	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
30	病院情報システム変更業務(診療科等追加対応にかかる帳票変更業務)	情報処理	日本電気(株)関西支社	4,935,000	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
31	検体検査(エラスターゼ1外315件)業務(概算契約)	臨床検査	三菱化学メディエンス株式会社	20,299,807	平成25年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
32	病院情報システム変更業務(予防的抗菌薬投与率等出力対応業務)	情報処理	日本電気(株)関西支社	1,491,000	平成25年6月3日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
33	病院情報システム変更業務(電子カルテシステムにおける統計帳票対応業務)	情報処理	日本電気(株)関西支社	6,982,500	平成25年6月17日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
34	財務会計システム改修業務	情報処理	株式会社佐賀電算システム	9,240,000	平成25年7月24日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
35	病院情報システム変更業務(プリンタ設定対応業務)	情報処理	日本電気(株)関西支社	8,438,850	平成25年8月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
36	MRI装置移設等業務委託(大阪市立総合医療センター)	その他	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン	29,977,500	平成25年11月12日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
37	病院情報システム変更業務(重症部門システム等変更業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	9,975,000	平成25年10月21日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
38	病院情報システム変更業務(処方実績画面表示等変更対応業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	5,355,000	平成25年11月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
39	独立行政法人化対応等に伴う人事給与システムのプログラム改修業務	情報処理	株式会社佐賀電算センター	6,510,000	平成25年11月13日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
40	病院情報システム変更業務(救急病棟改修に伴う統計帳票変更対応業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	3,116,500	平成25年12月24日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
41	大阪市立総合医療センターにおける中央臨床検査部・病理部の検査受付業務及び洗浄業務	その他	株式会社サンメンテナンス	2,329,425	平成25年12月17日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
42	病院情報システム変更業務(看護勤務管理システム等変更対応業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	1,200,000	平成26年2月3日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
43	人事給与システム改修業務委託	情報処理	株式会社佐賀電算センター	1,438,500	平成26年2月3日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
44	ワークステーション装置移設等業務委託	その他	東芝メディカルシステムズ株式会社関西支社	12,785,850	平成26年2月17日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
45	病院情報システム変更業務(麻酔管理システム項目追加等業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	3,444,000	平成26年2月17日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
46	病院情報システム変更業務(輸血オーダ等変更対応業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	3,020,000	平成26年3月3日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
47	病院情報システム変更業務(診療科等追加対応業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	13,419,000	平成26年3月7日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
48	病院情報システム変更業務(診療報酬改定に伴う医事システム等変更対応業務)	情報処理	日本電気株式会社関西支社	4,494,000	平成26年3月24日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

特名理由書

1 案件名称

患者監視装置等保守点検業務

2 契約の相手方

日本光電関西株式会社

3 随意契約の理由

保守点検の対象である患者監視装置等は、入院中の患者や手術中の患者の状態を監視する装置である。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床工学部

(電話 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

患者監視装置等保守点検業務

## 2 契約の相手方

フクダ電子近畿販売株式会社

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である患者監視装置等は、入院中の患者や手術中の患者の状態を監視する装置である。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床工学部

(電話 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

CRシステム一式保守点検業務

## 2 契約の相手方

富士フイルムメディカル株式会社関西・中四国地区営業本部

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象であるCRシステムは、X線写真をデジタル画像化するものである。

当該システムは、製造元独自の技術に則って製造されており、適切な治療契約に資する画像精度を確保するためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該システムにおける主たる部分の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

血管撮影装置（循環器用ALLRA Xper FD1010）保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である血管撮影装置「循環器系 ALLURA Xper FD10/10」は、造影剤を注入した循環器系に対して放射線を照射することにより、立体画像を撮影するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部  
(電話番号 06-6929-3627)



## 特名理由書

## 1 案件名称

マイクロセレクトロン HDR (腔内治療装置)保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社千代田テクノル大阪営業所

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象であるマイクロセレクトロンHDRは、悪性腫瘍等に放射線を照射し、病変部のみを破壊することにより治療するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の保守点検に係る唯一の代理店として、製造元であるオランダのニュークレクトロン社による専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部  
(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

レクセルガンマナイフシステム4C保守点検業務

## 2 契約の相手方

エレクトラ株式会社

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象であるレクセルガンマナイフシステム4Cは、脳腫瘍等に放射線を照射し、病変部のみを破壊することにより治療するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の保守点検に係る唯一の代理店として、製造元であるスウェーデンのレクセル社による専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

X線テレビ装置保守点検業務

## 2 契約の相手方

島津メディカルシステムズ株式会社関西支社大阪営業所

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象であるX線テレビ装置は、X線を照射し、患部を撮影するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務

## 2 契約の相手方

利康商事株式会社大阪営業所

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である体外衝撃波結石破碎装置は、体外から衝撃を与えることにより結石を破碎するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の保守点検に係る唯一の代理店として、製造元であるリチャードウルフ社による専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

核医学診断装置・X線CT装置等保守点検業務

## 2 契約の相手方

東芝メディカルシステムズ株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である核医学診断装置・X線CT装置等は、患者に放射線を照射することにより、悪性腫瘍等を撮影するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部  
(電話 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

調剤支援システム保守業務

## 2 契約の相手方

小西医療器株式会社

## 3 随意契約の理由

保守の対象である調剤支援システムは、処方の確認に使用する医薬品データベース機能を有し、投薬・服薬過誤等医療事故を防止するためのものである。

当該システムは、製造元独自の技術に則って製造されており、適切な処方計画に資する管理精度を確保するためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守を必要とする。

上記業者は、当該システムの製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター薬剤部  
(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

治験コーディネート支援業務

## 2 契約の相手方

株式会社イーピーメント

## 3 随意契約の理由

平成23年6月に実施された競争入札の結果、既に病院で受諾していた治験について、治験コーディネート支援業務を株式会社イーピーメントに委託した。継続して委託するにあたり、業者を特定する理由は、以下のとおりである。

治験コーディネート業務は、医師・スタッフ・患者の信頼関係の上に、成り立っている。そのため、手順の異なるCRCが対応することは、患者に治験継続する上での不安を与え、病気を抱えている患者に、さらに負担をかけることになる。また、同様に医師にも負担をかけることになる。

委託会社が頻繁に交替することになれば、治験依頼者に、当院での治験継続性への不安を与えかねず、ひいては当院に新規治験を依頼しなくなる状況も懸念される。また、同一の業務を完結することで、責任の所在が明確となり、治験中のみならず治験終了後に起こる可能性のある業務に、迅速な対応が可能となる。

よって、上記業者と特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局会計課（会計）

（電話 06-6929-3269）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病理支援システム保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社コンパス

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である病理支援システムは、病理業務に係る受付処理、標本作製、及び病理診断に係るデータの蓄積等を支援するものである。

当該システムは、製造元独自の技術に則って製造されており、適切な病理診断に資するデータの精度を確保するためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該システムの製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター病理部

(電話 06-6929-3627)



## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム機器及びプログラム・プロダクト等保守業務

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

## 3 随意契約の理由

保守の対象である病院情報システム機器及びプログラム・プロダクト等は、電子カルテシステムなど病院機能を担う基幹システムである。

当該システム等は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守を必要とする。

上記業者は、当該システム等の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）  
（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

診療録管理室カルテ収納関連機器等保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社 イトーキテクニカルサービス

## 3 随意契約の理由

診療録管理室カルテ収納機器（SSP）とは、コンピュータ管理により外来カルテを出入庫する機器で、病院情報システム側サーバと接続し、診察する患者の外来カルテをオンラインまたはバッチ処理で、出入庫するものである。

SSPの保守点検整備に関しては、次の項目を適切に対応できることが必要である。

- ・ SSPの特性を熟知した技術者による点検整備を行い、各消耗性部品の磨耗度に適切に対応し、システムの円滑運用を維持できること
- ・ SSPのトラブルを未然に防止または初期段階での終結が可能なサービス対応ができること（10分～30分以内に到着できること）
- ・ SSPの保守点検整備や修理を行うにあたり、特定メーカー独占機種のため、特許権使用を承認され、故障時の補修部品調達等がスムーズな業者であること

上記の項目について、適切に対応できるSSP保守点検整備業者は、製造会社の保守専門会社である(株)イトーキテクニカルサービスのみであり、システム・オートラック（電動移動式棚。固定式に比べて、収容能力をアップさせたもの）の保守点検についてもSSPと同じ製造会社の製品で、SSP関連機器として一括して保守点検を行うことが効率的であるので、同社と特名契約する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（診療情報）

（電話番号 06-6929-3621）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院事業ネットワーク保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社 ケイ・オペティコム

## 3 随意契約の理由

保守の対象である病院事業ネットワークは、OA 業務、財務会計業務、及び人事給与業務等の効率化を図ることを目的として構築されたネットワークである。

当該ネットワークは、構築元独自の技術に則って構築されており、適切な病院事業に資するネットワークを確保するためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守を必要とする。

上記業者は、当該ネットワークの構築元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）  
（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

医学情報収集ネットワーク保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社ケイ・オペティコム

## 3 随意契約の理由

保守の対象である医学情報収集ネットワークは、医学文献検索及び電子ジャーナルの閲覧等を目的として構築されたネットワークである。

当該ネットワークは、構築元独自の技術に則って構築されており、適切な医学情報収集に資するネットワークを確保するためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守を必要とする。

上記業者は、当該ネットワークの構築元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

酸化エチレンガスカートリッジ式滅菌装置等保守業務

## 2 契約の相手方

サクラ精機株式会社

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である酸化エチレンガスカートリッジ式滅菌装置等は、手術及び診療の際に使用する器材等を滅菌するものである。

当該機器等は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器等の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部会計課（会計）

（電話番号 06-6929-3517）

## 特名理由書

## 1 案件名称

診療材料管理及び診療材料・医薬品価格交渉におけるコンサルティング及び支援業務

## 2 契約の相手方

株式会社エム・アール・ピー

## 3 随意契約の理由

株式会社エム・アール・ピーは、病院の診療材料・医薬品（以下「医療材料」という。）に関する価格交渉業務のサポート、新規医療材料の価格チェック等の購買業務支援やSPDシステムの改善支援、償還材料の消費と医事請求の整合業務支援等医療材料管理の各種コンサルティングを専門に請け負う業者であり、また、関西圏においては物販を伴わない唯一の業者である。

現SPD導入にあたっての支援業務を委託し、問題点・課題等の整理、運用についての指導・支援を受けてきたところである。

引き続きSPDの効果的な運用状況の指導管理を行う必要があるが、導入時からの問題点・課題等を熟知している株式会社エム・アール・ピーの支援を受けて行うのが最も効果的かつ効率的である。

また、医療材料の価格交渉は、市民病院事業会計の収支改善に資する重要な業務であり、当局においては平成18年度より診療材料、平成20年度より医薬品の契約単価価格交渉にかかる業務支援を同社に委託しており、同社が保有する他施設の納入価格情報、広範なノウハウと豊富な経験をフルに活用することにより納入価格の分析と今後の目標設定を具体的かつ効率的に行うことができ、公立病院としては全国最高水準の値引き率を達成してきたところである。

この価格交渉については、引き続き専門業者の支援を受けることにより、これまで達成した成果を維持していきたいと考えているが、これまでの実績と同等の成果が期待できるノウハウ及び業務支援を提供できる業者は株式会社エム・アール・ピーにおいて他にない。

本委託契約における各業務は、それぞれ密接に関連する業務であるため、同一業者に委託する必要がある。

よって、上記業者と特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部会計課（会計）

（電話番号 06-6929-3517）

## 特名理由書

## 1 案件名称

人事給与システム保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社佐賀電算センター

## 3 随意契約の理由

保守の対象である人事給与システム保守業務は、給与規程、昇給規程及び各種制度に基づく職員の人事情報、給与及び諸手当等を管理するものである。

当該システムは、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該システムの製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局総務部職員課（給与）

（電話番号 06-6929-3603）

## 特名理由書

## 1 案件名称

母体血胎児染色体検査（N I P T）業務

## 2 契約の相手方

GeneTech 株式会社

## 3 随意契約の理由

本業務は、母体から採取した血液を用いて、胎児の染色体検査を行うものである。

上記業者は、本業務を履行出来る唯一の業者であることから、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床検査部

（電話番号 06-6929-3414）



## 特名理由書

## 1 案件名称

未収金管理システム保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社アイティフォー西日本事業所

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である未収金管理システムは、大阪市立総合医療センター外2市民病院における未収金を一元管理するためのものである。

当該システムは、製造元独自の技術に則って製造されており、適切な未収金回収計画に資する管理精度を確保するためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該システムの製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（診療報酬）

（電話番号 06-6929-3636）

## 特名理由書

## 1 案件名称

MR I 装置「Intera Achieva Nova Dual」保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象であるMR I 装置「Intera Achieva Nova Dual」は、強力な磁場を発生させることにより、磁気共鳴現象を利用して生体内の内部の情報を画像にするものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

D I C O M ネットワークシステム保守点検業務

## 2 契約の相手方

フォトンメディカルイメージング株式会社

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である心臓カテーテルポリグラフシステムは、心臓血管撮影装置で撮影した画像を、関係各科に設置している専用端末で画像解析するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

血管撮影装置 (Artis zee BA Twin) 保守点検業務

## 2 契約の相手方

シーメンス・ジャパン株式会社

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である血管撮影装置「Artis zee BA Twin」は、造影剤を注入した循環器系に対して放射線を照射することにより、立体画像を撮影するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

三次元放射線治療計画システム保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社日立メディコ 大阪支店

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である三次元放射線治療計画システムは、高度な放射線治療計画を作成するため株式会社日立メディコが開発したシステムである。

当該システムは、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

高精度放射線治療装置「CLINAC iX」保守点検業務

## 2 契約の相手方

株式会社バリアンメディカルシステムズ

## 3 随意契約の理由

保守点検の対象である高精度放射線治療装置「CLINAC iX」は、放射線を悪性腫瘍に対して照射し破壊することにより治療する装置である。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守点検を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部  
(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

## 1 案件名称

放射線治療情報システム「COCOA」保守業務

## 2 契約の相手方

三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社

## 3 随意契約の理由

保守の対象である放射線治療情報システム「COCOA」は、放射線治療を安全に行うための治療計画システムである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、適切な治療計画に資する安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する者による保守を必要とする。

上記業者は、当該機器の製造元であり、専門的教育を継続して受けている技術者が在籍する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部  
(電話番号 06-6929-3627)

## 特名理由書

- 1 案件名称  
大阪市病院局所管不動産の測量・登記等に関する業務
- 2 契約の相手方  
公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 3 随意契約理由

官公署により行われる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量作業及びその登記の嘱託若しくは申請は、土地家屋調査士による適正かつ迅速な実施が必要となる。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）第63条の規定に基づき設立された公益法人で、大阪府地域を所掌する公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内の官公署等から土地家屋調査士業務受託できる地域唯一の公益法人組織である。

また、病院局案件においても、大阪市立総合医療センター、大阪市都島センタービル等の測量・更正登記等に関与した実績を有している上、同協会は病院局所管不動産に係る業務を遂行する過程を通じて、当該不動産や病院周辺の人的状況など周辺に一定精通しており、本件業務を継続的かつ適切に履行することが可能である。

また、同協会は正当な理由がなければ調査士又は調査士法人が加盟することを拒めないことが同法にも明記されていることから、公平性・透明性が確保されている法人であり、本業務を委託することに差し支えはないものと思料する。

以上から、同協会を契約の相手方として選定する。

- 4 根拠法令  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署  
病院局企画部会計課（管財）（電話番号 06-6929-3606）



## 特名理由書

1 案件名称  
大阪市立総合医療センター医療情報部業務引継対応業務

2 契約の相手方  
S C S K株式会社

3 随意契約理由  
病院情報システムにおける日常的な操作方法の問合せや診療情報の抽出、医療現場での運用との整合性の確認などの業務は、院内の各部署との調整も含めて、業務委託により行ってきたが、平成 24 年度から病院事務職員を採用し、今まで蓄積されてきたノウハウを引継ぐことにより、スキルの維持向上を図り、病院情報システムをより安定的に運用するとともに、診療情報の適正な活用を行うこととした。

本業務は、OJT によりあらゆるパターンを想定して、ノウハウやスキルを本務職員に引継ぐための業務で、従来からの委託業者のみが可能なことから、特名による随意契約を締結する。

4 根拠法令  
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

5 担当部署  
大阪市病院局企画部企画課（医療情報）  
（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（診療科等追加対応にかかる帳票変更業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、診療科等の追加に伴い、診療報酬を請求するためのレセプト等の各種帳票の変更が必要となったため、システム変更を行うものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する者が在籍する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

検体検査（エラスターゼ 1 外 315 件）業務（概算契約）

## 2 契約の相手方

三菱化学メディエンス株式会社

## 3 随意契約の理由

検体検査は、各患者の治療計画の策定や治療効果の検証等に必要データを入手するために実施するものである。検査項目によっては、実施した機関によって結果表示に関して差異のある場合が見受けられるが、この検査実施機関による差異は、経過観察や同種の症例内での比較分析が重要な疾病において、その治療に悪影響を及ぼす恐れがある。本案件の検体検査は、こうした疾病に係る項目であり、大阪市の 3 市民病院（総合医療センター、十三市民病院、住吉市民病院）が蓄積している検査結果データの有効活用が治療上必要不可欠なものである。

本案件の検査項目について、3 市民病院の蓄積データが活用できる検査結果を提供できるのは、上記業者のみであるため特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床検査  
（電話番号：06-6929-3627）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（予防的抗菌薬投与率等出力対応業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、医療の質の評価向上を図ることを目的に、予防的抗菌薬投与率等の指標を出力する必要があるため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する者が在籍する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（電子カルテシステムにおける統計帳票変更業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、電子カルテシステムから出力される「住所地別傷病大分類患者数」、「市民病院事業」等の帳票を変更する必要があるため、システム変更を行うものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する者が在籍する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

財務会計システム改修業務

## 2 契約の相手方

株式会社佐賀電算センター

## 3 随意契約の理由

本業務は、平成 26 年 4 月（予定）からの市立 3 病院（大阪市立総合医療センター、十三市民病院、住吉市民病院）の地方独立行政法人化に伴い、財務会計システムを公営企業型地方独立行政法人会計基準に準拠させるとともに、固定資産管理システムの機能を付加するため、当該システムを改修するものである。

当該システムは、上記業者が独自の技術により開発したシステムであり、会計業務に資するためには、高い専門技術を有する者による改修が必要である。

上記業者は当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する者が在籍する唯一の業者である。

よって、上記業者と特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課

（電話番号 06-6929-3621）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務(プリンタ設定対応業務)

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、新設したプリンタから各種帳票を出力するため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する者が在籍する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課 (医療情報)

(電話番号 06-6929-3596)

## 特名理由書

## 1 案件名称

MRI 装置移設等業務委託（大阪市立総合医療センター）

## 2 契約の相手方

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

## 3 随意契約の理由

本業務は大阪市立総合医療センター地下 1 階 MRI 室に既設の MRI を一部解体し、同階男子浴室あとに移設するものである。

当該機器は、製造元独自の技術に則って製造されており、機能保全及び安全性確保のためには、独自性の高い専門技術を有する業者による解体及び移設作業を必要とする。

上記業者は当該機器の製造元であり、専門技術を有する唯一の業者であるため、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部  
(電話番号 06-6929-1221)



## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（重症部門システム等変更業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社

## 3 随意契約の理由

本業務は、EHC U(救命救急高度治療室)・SCU（脳卒中集中治療室）の設置に伴い、重症部門システムにおいてベッドマップの新規作成及び患者数統計等の変更、電子カルテシステムにおいて、ベッドマップ及び空床照会画面の変更等が必要となったため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（処方実績画面表示等変更業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、誤投薬などのリスクを低減するため電子カルテシステムの処方実績画面において、処方した薬剤の一覧表示画面にソート機能追加や、処方を中止するための操作方法を変更するなどの必要があるため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）  
（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

独立行政法人化対応等に伴う人事給与システムのプログラム改修業務

## 2 契約の相手方

株式会社佐賀電算センター

## 3 随意契約の理由

本業務は、平成 26 年 4 月（予定）からの大阪市立 3 病院（大阪市立総合医療センター、十三市民病院、住吉市民病院）の地方独立行政法人化への対応及び制度改正等の対応のため、人事給与システムのプログラム改修を行うものである。

当該システムは、上記業者が独自の技術により開発したシステムであり、独自性の高い専門技術を有する業者による改修が必要である。

上記業者は当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者である。よって、上記業者と特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局総務部職員課

（電話番号 06-6929-3603）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（救急病棟改修に伴う統計帳票変更対応業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、救急病棟の改修に伴い、統計帳票から取得する各ベッドの施設基準に係る設定情報が変わるため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

大阪市立総合医療センターにおける中央臨床検査部・病理部の検査受付業務及び洗浄業務

## 2 契約の相手方

株式会社サンメンテナンス

## 3 随意契約の理由

大阪市立総合医療センターにおける中央臨床検査部・病理部の検査受付業務及び洗浄業務に係る業務委託長期継続契約（以下、「本件契約」という。）について、アール・オー・エス・ビジネス株式会社（以下、「前業者」という。）が、平成25年11月29日付けで大阪労働局より労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を受けたこと等にかんがみ、大阪市病院局と前業者との間で締結していた本件契約について、平成25年12月31日付けをもって全部解除することとなった。

本件契約の全部解除に伴い、平成26年1月1日からの受託業者については、病院事業に支障をきたすことなく業務を遂行する必要があることから、本業務を平成20年度から平成22年度まで受託し、業務に精通している上記業者と契約を直ちに締結することが妥当である。

よって、上記業者と特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床検査部

電話番号 06-6929-3627

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（看護勤務管理システム等変更対応業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は病棟管理日誌へ表示される職種を追加するためプログラムの変更を行うものである。また、それに伴い各システムの連携仕様を変更する必要があるため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

人事給与システム改修業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社佐賀電算センター

## 3 随意契約の理由

本業務は、平成 25 年度給与改定等の実施に伴い、人事給与システムを改修するものである。当該システムは、株式会社富士通マーケティングが独自の技術により開発したシステムであるが、その後、同社は独自技術の全てを、株式会社佐賀電算センターに移管している。

よって、上記業者は当該システムを改修するために必要な独自の技術を有する唯一の業者であることから、特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局総務部職員課

(電話番号 06-6929-3603)

## 特名理由書

## 1 案件名称

3次元画像ワークステーション装置移設等業務委託

## 2 契約の相手方

東芝メディカルシステムズ株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は、大阪市立総合医療センター2階の放射線科サーバ室に設置している3次元画像ワークステーション装置を4階サーバ室に移設し、当該装置にインストールされている画像処理ソフトウェアをアップグレードするものである。

当該装置は開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者による作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（企画）

（電話番号 06-6929-3621）



## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（麻酔管理システム項目追加等業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は麻酔管理システムに医師が入力する項目を追加し、電子カルテシステムと連携させるため、プログラムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する者が在籍する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（輸血オーダ等変更対応業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

本業務は血液製剤の詳細なオーダ実施状況を電子カルテシステム及び輸血システムに、反映させるため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務（診療科等追加対応業務）

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

平成26年4月から診療科等を新設するにあたり、電子カルテシステム、医事システム及び各部門システムに診療科等を追加する必要があるため、当該システムの変更を行うものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課（医療情報）

（電話番号 06-6929-3596）

## 特名理由書

## 1 案件名称

病院情報システム変更業務(診療報酬改定に伴う医事システム等変更対応業務)

## 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

## 3 随意契約の理由

平成26年4月の診療報酬改定の実施に伴い、医事システム、電子カルテシステム及び各部門システムを変更する必要があるため、当該システムを変更するものである。

当該システムは開発元独自の技術に則って構築されており、独自性の高い専門技術を有する業者によるシステム変更作業を必要とする。

上記業者は、当該システムの開発元であり、独自性の高い専門技術を有する唯一の業者であることから特名による随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市病院局企画部企画課(医療情報)

(電話番号 06-6929-3596)